公務員懲戒処分と裁量審査

文責　福地

懲戒処分についての最高裁(昭和52・12・20)の多数意見と反対意見の相違

事件の概要

神戸税関職員の原告ら３人は、全国税関労働組合神戸支部の幹部であった。彼らは訴外職員に対する懲戒処分について抗議活動などの運動の中心人物であった。以上の行為より被告(神戸税関長)は国家公務員法(以下、国公法とする)９８条１項・同５項及び１０１条１項並びに人事院意規則１４－１第３項(旧)に違反するとして、国公法８２項１号・同３号に基づき、彼らを懲戒免職処分とした。原告者ら３人は本件処分の無効確認(１次請求)及び免職取り消し（２次請求）を求めて出訴した。第１審(神戸地裁)は、彼らの行為が上記各規定に違反しているものとし、国公法９８条５項に合憲的限定解釈を加え、この処分が懲戒権の裁量の範囲を超えたものであるが、その重大性が明白であるとまではいえないとして，１次請求を棄却し、２次請求を認めた。第２審(大阪高裁)は、１次請求を却下したが、２次請求について被告の控訴を棄却した。

最高裁多数意見

・公務員としてふさわしい行為でない。

・国公法に定められた懲戒事情がある場合に、懲戒処分を行うか、またどのような処分を下すかは、懲戒権者の採用に任せるべきである。

・この事件では懲戒権者が乱用をしているとはいえない。

最高裁反対意見

・もともとの懲戒処分のねらいは、不利益の持つ抑止力によって非行などをした者へ、将来また同じことを繰り返さないために行われる制裁である。しかし、この処分は被処分者に著しい不利益を伴うだけでしかない。

・職務上の義務や違背や非行の程度が重いというだけでなく一般の事案よりも慎重に見極めなければならない。

私見

私はこの事件を見て公務員の懲戒処分の判断が難しいと思った。公務員は全体の奉仕者として職務の怠慢が許されないが彼らの人権についても考えなければならない。このどちらの意見にもできるだけかみ合うようによく考え，よく見極めることが大切であると思った。